

事務事業名		市営住宅運営委員会開催事業		<input type="checkbox"/> 実施計画掲載事業		<input type="checkbox"/> 総合戦略掲載事業					
政策体系	政策名	潤いに満ちた快適な都市環境の創造		事業期間		予算科目					
	施策名	良好な生活空間の創造				会計	款	項	目	事業	
	基本事業名	良質な住宅の供給		<input type="checkbox"/> 単年度のみ <input checked="" type="checkbox"/> 単年度繰返 (開始 昭和29 年度～) <input type="checkbox"/> 期間限定複数年度 【計画期間】 ↓ 年度～ 年度 ※全体計画欄の総投入量を記入		01	08	06	02	03	
根拠法令		市営住宅運営委員会規則		事務事業区分		A 政策事業 B 施設整備 C 施設管理 D 補助金等 E 一般(1～4以外)					
所属	部課名	住宅公園課		事務事業の概要(具体的なやり方、手順、詳細。期間限定複数年度事業は全体像を記述) 市営住宅運営委員会を年1回程度開催し、市営住宅に関する事業について報告・協議を行っている。 なお、住環境の向上等に関する意見・要望等を聞く場ともなっている。 主な業務は、開催通知、委員会を開催し諮問案件を審議する。 委員からの意見・要望も聴取している。 事業費は、委員の報酬と費用弁償に支出される。							
	課長名	金野 久志									
	係名	住宅管理係	電話							0192-27-3111	
	担当者	大津 泉	内線							327	
全体計画(※期間限定複数年度のみ)		総投入量(千円)		事業内訳		国庫支出金					
				財務内訳		都道府県支出金					
				人件費		地方債					
				事業費計(A)		その他					
				正規職員従事人数		一般財源					
				延べ業務時間		事業費計(A)		0			
				人件費計(B)		正規職員従事人数					
				トータルコスト(A)+(B)		延べ業務時間					
						人件費計(B)		0			
						トータルコスト(A)+(B)		0			

1 現状把握の部(DO)

(1) 事務事業の目的と指標		(5) 活動指標(事務事業の活動量を表す指標)	
① 手段(主な活動)		名称	
前年度実績(前年度に行った主な活動)		単位	
3月に1回開催。		ア 委員会開催回数	
		回	
今年度計画(今年度に計画している主な活動)		イ 報告・協議案件数	
開催通知、委員会を開催し報告・協議を行う。 委員からの意見・要望を聴取する。		件	
		ウ	
② 対象(誰、何を対象にしているのか) * 人や自然資源等		(6) 対象指標(対象の大きさを表す指標)	
市営住宅運営委員会。		名称	
		単位	
		カ 委員数	
		人	
		キ うち入居者委員数	
		人	
		ク	
③ 意図(この事業によって、対象をどう変えるのか)		(7) 成果指標(対象における意図の達成度を表す指標)	
報告・協議案件についての行政運営の公正さの確認を行うとともに、併せて委員からの意見・要望を聴取する。		名称	
		単位	
		サ 報告・協議件数	
		件	
		シ 要望件数	
		件	
		ス	
④ 結果(基本事業の意図:上位の基本事業にどのように貢献するのか)			
委員の要望等を含めて住宅の維持管理にあたっており、良質な市営住宅の提供に努めている。			

(2) 総事業費・指標等の推移

投入量	事業費	財源内訳	単位	年度	27年度(実績)	28年度(実績)	29年度(目標)	30年度(目標)	31年度(目標)	32年度(目標)
投入量	事業費	国庫支出金	千円							
		都道府県支出金	千円							
		地方債	千円							
		その他	千円							
		一般財源	千円	38	27					
		事業費計(A)	千円	38	27	0	0	0	0	
	人件費	正規職員従事人数	人	1	1					
		延べ業務時間	時間	10	10					
		人件費計(B)	千円	40	40	0	0	0	0	
		トータルコスト(A)+(B)	千円	78	67	0	0	0	0	
⑤活動指標	ア	回		1	1					
	イ	件		5	5					
	ウ									
⑥対象指標	カ	人		12	12					
	キ	人		4	4					
	ク									
⑦成果指標	サ	件		5	5					
	シ	件		3	1					
	ス									

事務事業ID	0650	事務事業名	市営住宅運営委員会開催事業
--------	------	-------	---------------

(3) 事務事業の環境変化・住民意見等	
① この事務事業を開始したきっかけは何か？いつ頃どんな経緯で開始されたのか？	市営住宅設置当初から、その貸付その他の運営の公正を期するため。
② 事務事業を取り巻く状況(対象者や根拠法令等)は、開始時期あるいは後期基本計画策定時と比べてどう変わったのか？	行政に対する要望が多種多様化している。
③ この事務事業に対して関係者(住民、議会、事業対象者、利害関係者等)からどんな意見や要望が寄せられているか？	特になし。

2 評価の部(SEE) * 原則は事後評価、ただし複数年度事業は途中評価

目的 妥当性 評価	① 政策体系との整合性	<input type="checkbox"/> 見直し余地がある ⇒【理由】 <input checked="" type="checkbox"/> 結びついている ⇒【理由】	公正な行政運営は、政策体系を考える以前の基本的な事項である。 市民、入居者の意見を取り入れ、市民が豊かさを実感するための情報を得る手段として有効なことであり、良好な住環境を提供することになる。
	② 公共関与の妥当性	<input type="checkbox"/> 見直し余地がある ⇒【理由】 <input checked="" type="checkbox"/> 妥当である ⇒【理由】	市営住宅についての案件であることから、市が主催する。 場合によっては、個人の秘密等に関する内容を取り扱うことがあるため、市の関与が欠かせない。
	③ 対象・意図の妥当性	<input type="checkbox"/> 見直し余地がある ⇒【理由】 <input checked="" type="checkbox"/> 適切である ⇒【理由】	委員には、住宅事情に精通し、公平、中立、利益代表性が求められている。 必要なもののみ報告・協議している。
有効性 評価	④ 成果の向上余地	<input type="checkbox"/> 向上余地がある ⇒【理由】 <input checked="" type="checkbox"/> 向上余地がない ⇒【理由】	報告・協議案件への賛否を見ても、行政の公正さが追認されている。 また、現行では可能な限り要望に対応している。 要望は、予算の制約、緊急度により、受忍してもらわざるを得ないものもある。
	⑤ 廃止・休止の成果への影響	<input type="checkbox"/> 影響無 ⇒【理由】 <input checked="" type="checkbox"/> 影響有 ⇒【その内容】	行政及び住宅政策への住民参加の機会が奪われることになり、住宅行政の公正さを担保できなくなる。
効率性 評価	⑥ 事業費の削減余地	<input type="checkbox"/> 削減余地がある ⇒【理由】 <input checked="" type="checkbox"/> 削減余地がない ⇒【理由】	報告・協議案件についての行政運営の公正さの確認を行うとともに、併せて委員からの意見・要望を聴取するという目的を達成するためには委員数も必要最小限である。
	⑦ 人件費(延べ業務時間)の削減余地	<input type="checkbox"/> 削減余地がある ⇒【理由】 <input checked="" type="checkbox"/> 削減余地がない ⇒【理由】	必要最低限の人員で遂行しており、個人情報を扱うなど事務の性質上委託はできない。 業務は、会議資料作成、会議案内、連絡調整、会議開催等であり削減の余地はかなり少ない。 正職員以外が業務を行うことよりも正職員が行うことが効率的である。
公平性 評価	⑧ 受益機会・費用負担の適正化余地	<input type="checkbox"/> 見直し余地がある ⇒【理由】 <input checked="" type="checkbox"/> 公平・公正である ⇒【理由】	支出は、市で規定した基準による出席報酬と交通費の支給であり、行政が負担すべき経費である。

3 今後の方向性(次年度計画と予算への反映)(PLAN)

(1) 改革改善の方向性		(2) 改革・改善による期待成果																						
① 現状維持 ② 改革改善(縮小・統合含む) → ③ 終了・廃止・休止		左記(1)の改革改善を実施した場合に期待できる成果について該当欄に「●」を記入する。 (終了・廃止・休止の場合は記入不要)																						
(3) 改革改善を実現する上で解決すべき課題とその解決策又は特記事項等 要望・意見等については、委員によらずとも入居者から要望等という形で市に伝えられる。 適正な運営の監視機関としての役割もあるが、快適な住環境を提供するための提言の場としては有効である。 また、委員の内、学識経験から選出された委員も多く、その減員については全庁的調整も必要と思われる。 なお、委員定数は規則では決まっていない。さらには、女性委員の登用にも配慮している。		<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2" rowspan="2"></th> <th colspan="3">コスト</th> </tr> <tr> <th>削減</th> <th>維持</th> <th>増加</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <th rowspan="3">成果</th> <th>向上</th> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <th>維持</th> <td></td> <td>●</td> <td>×</td> </tr> <tr> <th>低下</th> <td></td> <td>×</td> <td>×</td> </tr> </tbody> </table>				コスト			削減	維持	増加	成果	向上				維持		●	×	低下		×	×
		コスト																						
		削減	維持	増加																				
成果	向上																							
	維持		●	×																				
	低下		×	×																				

4 課長等意見

(1) 今後の方向性	(2) 全体総括・今後の改革改善の内容
① 現状維持 ② 改革改善(縮小・統合含む) ③ 終了・廃止・休止	